

平成28年12月22日  
関東信越厚生局

### 元保険医療機関への対応について

平成28年12月21日、関東信越地方社会保険医療協議会に「元保険医療機関の指定の取消相当」について意見伺した結果、「取消相当が妥当」との建議がありました。

これを受け、関東信越厚生局長は、以下の取扱いとすることを決定しましたのでお知らせします。

#### 【取消相当の内容】

元保険医療機関の指定の取消相当

- (1) 名 称 ラパーク歯科
- (2) 所 在 地 栃木県宇都宮市馬場通り2丁目3番12号  
長崎屋2階
- (3) 開 設 者 医療法人社団誠良会 理事長 鈴木 努
- (4) 指定の取消相当年月日 平成28年12月23日

※ 当該保険医療機関は、平成27年3月31日付けで廃止となっていたことから指定の取消相当の取扱いとするものです。指定の取消相当の取扱いとは、指定の取消の処分と同等の取扱いとするものです。

#### 【取消相当に至った経緯】

歯科訪問診療に係る診療報酬請求について情報提供があったため、個別指導を実施したところ、歯科訪問診療において、訪問診療時間の重複及び訪問診療日時の不一致が認められ、不正請求が強く疑われたことから、平成24年9月から平成26年10月まで延べ7回の監査を実施した。

結果として「取消相当の主な理由」に記載した事実を確認した。

#### 【取消相当の主な理由】

当該保険医療機関の監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

- (1) 実際には行っていない保険診療を行ったものとして診療報酬を不正に請求していた。(架空請求)

(2) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)

【診療報酬の不正請求額】

監査で判明した不正件数、金額は次のとおり。

件数	95件
不正請求額	961,423円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求等があったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。